建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱

（取組期間　令和8年 10 月1日～12 月 31 日）

厚生労働省北海道労働局

建設業における7月末現在（速報値）の死亡者数は7人と前年同期の9人と比べ2人減少しており、死傷者数は 363 人と前年同期に比べ 27 人減少している状況となっていますが、建設業の死亡者数は全産業の3割を占め、依然として業種別では最多となっています。

死亡労働災害を事故の型別でみると「墜落、転落」が5人、「崩壊、倒壊」が各2人となっています。

北海道における建設業の死亡労働災害は、例年追い込み期に当たる 10 月から 12 月に多発する傾向にあり、過去5年間の同時期の死亡者数を労働局別に比較すると、北海道が突出している状況にあります。

そのため、これから迎える建設工事の追い込み期に、墜落・転落災害防止を最重点に、重機等災害、崩壊・倒壊災害、交通労働災害、急性中毒、火災の各防止対策を重点実施事項として、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

なお、10 月 25 日から 10 月 31 日までを「建設安全週間」と定め、この期間に「建設工事パトロール点検表」を使用した「建設工事パトロール」の実施等に取り組みます。

1　取組期間

令和8年10月1日から令和8年12月31日まで

2　主唱者

厚生労働省北海道労働局及び北海道内の各労働基準監督署（支署）

3　協賛者（順不同）

建設工事発注機関連絡協議会、建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建築工事業組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会、一般社団法人プレハブ建築協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部、一般社団法人日本道路建設業協会北海道支部、一般社団法人北海道舗装事業協会

4　実施者

建設業関係各事業場（工事現場）

5　主唱者、協賛者の実施事項

(1) 当該運動を連携して進めるための情報の共有を図る。
(2) リーフレット「建設工事追い込み期労働災害防止運動」により広報を行う。
(3) 建設工事追い込み期労働災害防止運動の「安全宣言」の作成、周知を行う。
(4) 建設工事パトロールを実施する。
(5) 地域事業者団体等主催の労働災害防止大会等に協力する。
(6) 事業場（工事現場）の実施事項について指導援助する。
(7) 全道 17 の労働基準監督署（支署）による、重点的な監督指導、個別指導、集団指導等を実施する。
　特に、「建設安全週間」に集中した取組を実施する。
(8) 主唱者は建設工事発注機関に対し協力を依頼する。

6　実施者（建設業関係各事業場（工事現場））の実施事項

(1) 全般的事項
ア　経営トップによる安全パトロールの実施(建設安全週間期間中)
イ　現場責任者による巡視・点検の励行
ウ　全ての店社及び現場に、建設工事追い込み期労働災害防止運動の「懸垂幕（看板）」、「安全宣言」の掲示又は設置を行う。
エ　「建設工事追い込み期労働災害防止運動」シールの保護帽への貼付などによる作業者の安全意識の向上を図る。
(2) 災害の特性に応じた労働災害防止対策（重点実施事項）
ア　墜落・転落災害防止対策
（ア）リスクアセスメントの実施
（イ）開口部の養生、危険箇所の表示
（ウ）作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
（エ）手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
（オ）作業主任者の選任、職務の励行

（カ） 防網の設置、要求性能墜落制止用器具の取付設備の設置
（キ） 要求性能墜落制止用器具の使用
イ 重機等災害防止対策
（ア） 車両系建設機械
a 作業計画の作成（種類及び能力、運行経路、作業指揮者の選任、作業方法）
b 立入禁止区域の明確化
c 誘導者の配置による転落・接触防止
d 主たる用途以外の使用制限
（イ） 移動式クレーン
a 作業計画の作成（作業方法、転倒防止、作業従事者の配置及び指揮の系統）
b 過負荷の制限
c アウトリガーの最大張出
d 適正な玉掛用具の使用
e 安全装置の有効使用
ウ 崩壊・倒壊災害防止対策
（ア） 土砂崩壊
a 安定勾配の確保又は土止支保工の設置
b 作業開始前の地山の点検
c 作業主任者の直接指揮
d 作業手順に基づく安全作業
e 現場責任者による巡視・点検の励行
（イ） 構築物・仮設物の倒壊
a 作業計画の作成
b 作業手順の確立
c 避難場所の確保
d 作業構台・足場の最大積載荷重の表示と周知
エ 交通労働災害防止対策
（ア） 路面状況にあった安全な速度での走行
（イ） 工事現場における第三者車両からの被害防止
a 第三者車両への「工事中」注意喚起標識の設置
b 交通誘導者の配置
c バリケードの設置
（ウ） 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
（エ） 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用
（オ） 運転者の運転業務以外の業務の軽減
（カ） 過労運転の防止
（キ） 停車時における逸走防止のため「輪止め」及び「サイドブレーキ等」の確実な措置
オ 有害物による中毒等予防対策
（ア） 一酸化炭素
a 自然換気が不十分な場所での内燃機関及びジェットヒーター・練炭等の使用禁止
なお、やむを得ず使用する場合は、換気、随時測定、監視（作業開始前、作業中等）の実施
b リスクアセスメントの実施
（イ） 化学物質
a SDS（安全データーシート）を活用したリスクアセスメントの実施
b 呼吸用保護具、不浸透性保護具の使用
c 換気装置の使用
d 作業主任者、化学物質管理責任者、保護具着用管理責任者の選任、職務の励行
（ウ） 酸欠・硫化水素
a 作業開始前の酸素濃度及び硫化水素濃度の測定
b 作業場所の酸素濃度を 18%以上、硫化水素濃度を 10ppm 以下となるよう換気の実施
c 作業主任者の選任、職務の励行
d 安全衛生教育の実施
e 元請事業者の下請事業者に対する指導援助
カ 火災防止対策
（ア） 火気の取扱い管理の徹底
（イ） 易燃性の物等の近傍での火気の使用禁止